

2. 訪問系サービス内容及び留意事項

(1) 居宅介護

居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

短時間に集中して支援を行うサービスで、その報酬単価は短時間サービスが高い単価設定になっています。これは一日に短時間の訪問を複数回行うことによって、居宅での介護サービスの提供体制を強化するためのものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行います。

■身体介護

身体介護は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での入浴や排せつ、着替え、食事など、身体に直接触れる部分での介助を行います。

○サービス提供は居宅内での支援に限ります。

○身体介護は、利用者への食事介助や入浴介助などの身体的介助を行うことであり、見守りのみは含みません。

■家事援助

家事援助は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での調理、洗濯、掃除等の介助を行います。

○家事援助が算定できる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされています。

※家族等に障がいや疾病がない場合でも、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合は含みます。

○原則として、「障がい者本人」に対する支援であり、本人以外の支援は含みません。

○本人不在の居宅を訪問して支援を行うことはできません。家事援助として『本人の安否確認』、『健康チェック』等も行う必要があります。

○育児をする親が十分に子どもの世話が出来ないような障がい者である場合の「育児支援」については、家事援助に含みます。本来、家庭内で行うべき養育を代替するものであり、利用者(親)、子ども、家族の状況を踏まえ、必要と判断された場合のみ利用できます。

■通院等介助

通院等介助は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、通院等のための移動又は、官公署での公的手続きもしくは障害福祉サービスの利用に係る相談の移動の介助を行います。

「通院等介助1」・・・通院等介助(身体介護を伴う場合)

「通院等介助2」・・・通院等介助(身体介護を伴わない場合)

※実際に身体介護を伴うかどうかで決定されるものではなく、障害支援区分の認定調査項目より決定します。

○通院以外に、官公庁(国、都道府県、市町村の機関)、相談支援事業所【※1】を訪れる場合にも利用できます。

ただし、公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限ります。

【※1】 指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所

○利用者が診療(治療)を受けている時間、院内での待ち時間は、基本的には、算定できません。

ただし、待ち時間中に水分補給や排せつ介助が必要な場合等は対象となる場合があります。

※サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。

○ヘルパー自ら運転する時間は算定できません。また、移送に係る経費(運賃)も含みません。

○同行援護、行動援護のサービス決定者の通院については、同行援護、行動援護での支援となります。

○グループホーム入居者については、慢性疾患を有する人であって、医師の指示により、定期的に通院が必要な場合に対象となります。

■通院等乗降介助

通院等乗降介助は、通院等のためにヘルパーが「自ら運転する車両への乗車または降車の介助」「乗車前や降車後の屋内外における移動等の介助」「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行います。

- 通院等で外出する際、「自ら運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為とします。
- 移動時、転倒しないように側について歩き、事故がないように常に見守る場合は算定できますが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定できません。
- 通院等乗降介助の後に引き続いて通院等介助を利用することはできません。

■共通の留意事項

- 居宅介護の複数回にわたる算定について

1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければいけません。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得ますが、同じサービス類型の場合は、前後を1回として算定します。

※身体の状態等により、複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではありません。

- 支援1回あたりの時間数について、受給者証を確認してください。
- 障がい児の場合、保護者が在宅していること、また、通院をする際も保護者が同行することが必要です。

(2) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の補助を行います。

※平成28年6月28日より重度訪問介護の対象となる障がい者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、重度訪問介護を利用することができるようになりました。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時（通院を含む）に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

○同行援護と移動支援について

同行援護は、利用者個人が外出する際のサービスです。グループでの外出を希望する場合は、移動支援のグループ支援となります。

○1日に同行援護を複数回算定する場合

同日に複数回算定する時は、2時間の間隔を空けなければなりません。2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定します。

※平成28年6月28日より同行援護の対象となる障がい者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護を利用することができるようになりました。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある者に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時（通院を含む）における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護などを行います。

○報酬及び加算について

行動援護で提供されるサービスは、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されますが、8時間以上実施されるような場合には、「7時間30分以上の場合」の単位を適用します。

また、行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されません。なお、行動援護は、1日1回のみ算定となります。

※平成28年6月28日より行動援護の対象となる障がい者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、行動援護を利用することができるようになりました。

(5) 短期入所

居宅でその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等での便宜を適切に行うことができる施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

○短期入所の決定日数は、原則7日以内です。ただし、介護者の入院等で日数が不足する場合は、必要に応じて決定します。

○短期入所と同一日に他の日中活動サービスを利用する場合は、日中の時間帯を除く夜間のみの算定となります。

(6) 共通留意事項

①2人体制について

2人のヘルパーによるサービス提供について、所定単位数が算定される場合は厚生労働大臣が定める要件として以下のとおりです。

- ア. 体重が重い利用者に入浴介助等のサービスを提供する場合等で身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- イ. 転倒や受傷などの危険がある場合や利用者本人による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ウ. 障がい者の状況などから判断して2人のヘルパーによる支援が妥当であると判断される場合

なお、2人のヘルパーによる支援を提供する場合は、必ず事前に事業所から市へ申し出てください。

※「2人の従業者による居宅介護等の提供について(大分市様式)」の提出が必要です。(様式集11～12ページ参照)

※サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。

②宿泊を伴う外出について

同行援護、行動援護、移動支援について、宿泊先での支援は含まれません。

③居宅介護計画等について

居宅介護等の提供にあたっては、各サービスの提供内容を記載した居宅介護計画等を作成し、それに基づいてサービスの提供を必要があります。作成した居宅介護計画等を利用者に説明、同意、交付を行ってください。その後、居宅介護計画等を見直した際も同様です。

事業所から市への居宅介護計画等の提出は必要ありませんが、支給量の変更申請があった場合等、市から必要に応じて提出を求める場合があります。
※初回加算を請求する際は、居宅介護計画等を添付してください。

④ヘルパー及び利用する事業所関係者が運転する車での外出について

ヘルパーや利用する事業所関係者が運転する車で外出する場合には、別途道路運送法上の許可や登録が必要となります（道路運送法に抵触する場合があります）。ヘルパー運転中は報酬の算定外です。

⑤介護保険制度との適用関係について

介護保険給付と自立支援給付及び地域生活支援事業との適用関係については、介護保険給付が優先されます。したがって、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用が優先されます。ただし、介護保険サービスに相当するものがなく、障害福祉サービス固有のサービスと認められるものは、状況に応じて利用できます。介護保険サービスと併用ができる場合については、「共通編」の4ページ以降を参照してください。